

おおがきしりつ がくえん とくていそうだんしえん じゅうようじこうせつめいしょ  
**大垣市立ひまわり学園 特定相談支援サービス 重要事項説明書**

本重要事項説明書は、当事業所と特定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1. 事業者

めい しょう 名 称	しゃかいふくしほうじん おおがきししゃかいふくしじぎょうだん 社会福祉法人 大垣市社会福祉事業団
しょざいち 所在地	おおがきしまきのちよう ちようめ ほんち 大垣市牧野町2丁目150番地 1
でんわばんごう 電話番号	0584-71-3918
だいひょうしやしめい 代表者氏名	りじちよう きたの しげき 理事長 北野 茂樹

### 2. 事業所の概要

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	していとくていそうだんしえんじぎょうしょ へいせい ねん がつ にちしてい 指定特定相談支援事業所・平成27年4月1日指定
じぎょう もくてき 事業の目的	とくていそうだんしえん たいしやうしや しんたいしやうがいしや ちてきしやうがいしや せいしんしやうがいしや 特定相談支援の対象者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・ なんびやう しやうがいじ） たい てきせい そうだんしえん 難病・障害児）に対し、適正な相談支援サービスを提供することを もくてき 目的とします。
じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称	おおがきしりつ がくえん 大垣市立ひまわり学園
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	おおがきこ の 2ちようめ 27ほんち 大垣市小野2丁目27番地
でんわばんごう 電話番号	0584-81-2233
ばんごう FAX番号	0584-78-4845
かんりしやしめい 管理者氏名	かんりしや うの あゆみ 管理者 宇野 亜弓 (兼任)
じぎょうしょ うんえい 事業所の運営 ほうしん 方針について	1 りやうしや が ゆう のうりよくおよ てきせい おう じりつ にちじゅうせいかつおよ しゃかい 利用者が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会 せいかつ いとな で き てきせい そうだんしえん ていきやう 生活が営むことが出来るよう適切な相談支援を提供いたします。 2 じぎょう じっし あ かんけいしちやうそん ほけん いりやう ふくし しゅうろう 事業の実施に当たっては、関係市町村、保健、医療、福祉、就労、 きやういくとやう れんけい ほか そうごうてき ていきやう つと 教育等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 3. 事業の対象者

- (1) 身体障害者 (2) 知的障害者 (3) 障害児 (4) 精神障害者 (5) 難病患者等

#### 4. 事業実施地域

おおがきし かいつし ようろうちょう たるいちょう せきはらちょう ごどちょう わのうちちょう あんばちちょう 大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、 いびがわちちょう おおのちちょう いけだちちょう いじちちょう ちいきない じゅうきよ 揖斐川町、大野町、池田町(以上の地域内に住居もしくは利用事業所を有する 方)
---

#### 5. 営業時間

えいぎょうび 営業日(サービス ていきょうひ 提供日)	げつようび きんようび 月曜日～金曜日
えいぎょうじかん 営業時間およびサー ていきょうじかんだい ビス提供時間帯	ぜん じ ぶん ぶん 午前8時30分から午後5時15分
きゅうぎょうび 休業日	ど にちようび こくみん しゆくじつおよ 土・日曜日・国民の祝日及び12月29日から12月31日 がつ にち がつ にち 1月2日・1月3日

#### 6. 施設の概要

たてもの 建物	こうぞう 構造	ほんたい 本体	もくぞうひらやだて 木造平屋建
	の ゆかめんせき 述べ床面積	ほんたい 本体	1276.10 m <sup>2</sup>
しきめんせき 敷地面積	4078.24 m <sup>2</sup>		

#### 7. 職員の体制

しょくしゆ 職種	せんじゆう 専従	けんむ 兼務	ほゆうしかく 保有資格
かんりしや 管理者		1 名	ほいくし 保育士
そうだんしえんせんもんいん 相談支援専門員	3 名		ほいくし かいごふくしし しゃかいふくしし 保育士 介護福祉士 社会福祉士 いりようてきけ あじとうこーでいねーたー 医療的ケア児等コーディネーター しゅにんそうだんしえんせんもんいん 主任相談支援専門員
じむいん 事務員		1 名	

#### 8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

##### (1) サービス内容

##### ① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、  
 適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)

が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

## ② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。

モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

## ③ サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

## ④ その他の便宜の供与

その他、①から③のサービス提供内容に附帯するその他必要な支援、相談、助言を行います。

## (2) 利用料金

### ① サービス利用料金

機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)	1,914単位/月	19,484円/月
要医療児者支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月	610円/月
主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)	100単位/月	1018円/月
機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ)	1,661単位/月	16,908円/月
要医療児者支援体制加算(Ⅰ)	60単位/月	610円/月
主任相談支援専門員配置加算(Ⅱ)	100単位/月	1018円/月
令和6年度 地域区分	10.18円/単位	

特定相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合（法定代理受領）は、ご利用者の自己負担はありません。

せん。

## ②交通費

通常の事業実施地域外で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費(1 kmあたり 30円)をいただきます。

## ③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は1か月ごとに計算してご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア)窓口にて現金支払い

イ)指定口座への振り込み

大垣共立銀行 大垣市役所出張所

社会福祉法人大垣市社会福祉事業団 大垣市ひまわり学園 事務局 牛場 誠

口座番号(普) 60858

## 9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令(及び社会福祉法人大垣市社会福祉事業団個人情報保護規定)に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、個人情報に関しては定められた利用目的以外には使用しません。

また、利用者の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、特定相談支援サービスを提供した日から10年間です。

## 10. 苦情等の受付について

### (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

名 前	連絡先
(担当) 久保 きよみ	大垣市立ひまわり学園 相談支援事業所 電話番号 0584-81-2233
(責任者) 管理者 宇野 亜弓	大垣市立ひまわり学園 電話番号 0584-78-2498

## (2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

### < 第三者委員 >

名 前	連絡先
加藤 誠	大垣勤労者福祉サービスセンター(常務理事) 電話番号 0584-93-1100
山田 鈴子	宇留生女性連合会(会計) 電話番号 0584-91-2616
おおほし 大橋 奈麻輝	大垣市社会福祉協議会(事務局 長) 電話番号 0584-78-8181

## (3) 行政機関その他苦情受付機関

大垣市役所 障がい福祉課	所在地 大垣市丸の内2丁目29 電話番号 0584-47-7298
岐阜県運営適正化委員会	所在地 岐阜市下奈良2丁目2番1号 (岐阜県社会福祉協議会内) 電話番号 058-278-5136

## (4) 苦情解決の体制・手順

- ①利用者への周知：施設内への掲示等により、苦情解決責任者は利用者に対して、苦情解決責任者・苦情受付担当者・苦情総括責任者及び第三者委員の氏名・連絡先や苦情解決の仕組みについて周知します。
- ②苦情の受付：苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
- ③苦情受付の報告・確認：苦情受付担当者が受け付けた苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告します。

第三者委員は内容を確認し苦情申出人に対して、苦情を受付けた旨を通知します。

- ④ 苦情解決のための話し合い：苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は必要に応じて苦情総括責任者、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。
- ⑤ 苦情解決の記録・報告：苦情受付け担当者は、苦情受付けから解決・改善までの経過と結果について苦情受付け書に記録します。苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項について、苦情申出人及び総括責任者、第三者委員に対して苦情解決結果報告書により報告します。
- ⑥ 解決結果の公表：苦情解決の状況について、個人情報に関するものを除き事業団事業報告書等に記載し公表します。

## 1 1. 虐待の防止、身体拘束等について

- (1) 利用者の人権やプライバシーを尊重した相談を行います。
- (2) 利用者への体罰や暴言、身体拘束は行いません。
- (3) 虐待防止委員会を設置し、虐待防止のための啓発活動および研修等を行い、虐待防止に努めます。

## 1 2. 秘密保持と個人情報の保護について

- ① 業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を順守し、適正に取り扱います。
- ② 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- ③ 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

- ④ 他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとします。

### 13. 緊急時及び事故発生時等における対応

- ① 指定特定相談支援の提供により事故が発生したときは、直ちに都道府県、市町村、利用者及び利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- ② 指定特定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときには、速やかに損害賠償をします。（保険会社：損害保険ジャパン株式会社）

### 14. 感染症や災害への対応について

- ① 感染症や災害が生じた場合でも、感染症対策を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、委員会の開催、指針の整備、訓練の実施に努めます。

### 15. 記録の整備

- ① 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- ② 利用者に対する指定特定相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定特定相談支援を提供した日から10年間保存します。

### 16. 指定障害福祉サービス等の提供開始日

- ① 契約書に記載された提供開始日から開始します。

